

令和元（2019）年度第1回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和元（2019）年5月27日（月）

13:30～15:30

場 所：多治見市駅北庁舎4階第2会議室

出席委員： 榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、木股孝一、大島香穂里、
（敬称略） 熊崎健一、佐藤秀樹、春田正孝、毛利智康（代理）

欠席委員： 平尾末弘、福田康仁
（敬称略）

事務局： 環境文化部長：若尾浩好、くらし人権課：前田あゆみ、渡邊絵鯉夏
水野秀仁、升田由香

1 はじめに

- (1) 環境文化部長より挨拶
- (2) 委員自己紹介
- (3) 委員長・副委員長の互選
- (4) 会議及び議事録の取扱いについて

2 議題

- (1) 市民意識調査の概要及び結果について (資料1 ①②③)
- (2) 多治見市の人権施策の取組みについて (資料2)
- (3) 人権施策推進指針改定の進め方について (資料3 ①②)
- (4) 改定までのスケジュールについて (資料4)
- (5) 人権課題に係る意見交換
- (6) その他
 - ①次回委員会開催日について
 - ②令和元（2019）年人権同和教育講演会の開催について（ご案内）

【議事要旨】

委員長に榎澤幸広委員、副委員長に三宅和世委員を選任

【議題1】 市民意識調査の概要及び結果について

○事務局 (説明：資料1 ①②③)

○委員長 議題1の事務局の説明に対して、意見や質問はないか。

○委員 アンケート設問の分かりにくい用語について、性的指向に解説を付けてある内容がおかしいのではないか。解説内容には、同性愛・両性愛などをいうと記載しているが、マイノリティと思われる人を強調するようで不適切ではないか。性自認の解説においても、「からだの性」、「こころの性」が一致しないと記載しているが、自認とあるように、本人が自身の性をどう感じているかということではないだろうか。

- 委員長 性的指向は、例えば、どういう性別の人に性的欲求が向かうかというもので、委員が言われたように異性愛を含むというものである。最近は、LGBTとは別に、SOGI（ソジ）という言葉があり、SOは性的指向のセクシャルオリエンテーション、GIはジェンダーアイデンティティと略して使われている。他に意見はないか。今は意見が無いようであるため、次の議題へ進めるが、前の議題に係る意見等あれば、後に発言願う。

【議題2】 多治見市の人権施策の取組みについて

- 事務局 （説明：資料2）
- 委員長 議題2の事務局の説明に対して、意見や質問はないか。意見がないようなので、議題3へ進める。

【議題3】 人権施策推進指針改定の進め方について

- 事務局 （説明：資料3①②）
- 委員長 議題3の事務局の説明に対して、意見や質問はないか。意見がないようなので、議題4へ進める。

【議題4】 改定までのスケジュールについて

- 委員長
- 事務局 （説明：資料4）
- 委員長 議題4の事務局の説明に対して、意見や質問はないか。
- 委員 全体のところでの質問であるが、資料3の①の主な検討事項の中で、改定の方向性とあるが、見直す理由は、社会情勢の変化によるものなのか、定期的な見直し期間によるものなのか。多治見らしさとは、例えば多治見の子どもの人権条例を指すようなイメージであるのか、その辺りについて説明を願う。
- 事務局 改定の方向性については、推進期間の10年が終了することによるもの。また、社会情勢の変化による新たな人権課題を踏まえた改定を考えている。多治見市らしさについては、特に力を入れて取り組みたいことを多治見らしさとして策定の中に盛り込みたいと考えている。
- 委員長 改定の方向性については、何か人権問題が起きた場合に対応できるという方向性と、5年毎に国や県と歩調を合わせて行う2つの方向性があると、より多治見での人権状況など反映させて、そこでさらに推進していくことができるのではないかと考える。今後の課題として取り入れていただきたい。多治見らしさについては、例えば取り立てて多治見市で起きている人権問題があるのであれば優先事項として取組まなければならないとか、今後、各委員の皆様の意見から課題を浮き彫りにして、事務局の方針と照らし合わせながら進めたいと考えるが、それでよいか。
- 全委員 了承。

- 委員長 これまでの議題1から議題4までに関して、意見等ないか。
- 委員 多治見市の分野別施策の推進の柱となっているタイトルがあるが、これに特化している理由は、国の指針に基づくものであるということか。それが、良い悪いということではないが、例えば、アイヌの人々や北朝鮮の拉致問題であるとか多治見らしさという視点でみるとピンとこない感じがあるので、多治見市のベースになるのはいかがかと思う。一方で、それらは身近に感じられない問題であるが、重要な人権課題ではあるので、柱としたほうが良いのか。東日本大震災に起因する人権問題については、放射能汚染に関する人権問題があったことは確かであるが、災害に起因する人権問題は他にもあるため、東日本大震災に特化する必要はないのではないか。刑を終えて出所した人も同様に、刑を科されたか、また出所したか否かに特化する必要はないのではないか。柱全てにおいてであるが、細かなところまで示す必要があるのか。国や県が示すものと同様としていくのか、整理する必要があると考える。
- 委員長 私自身もこのことについて思うところがあるので、委員の意見に付け加える形として発言する。委員と同じく刑を終えて出所した人という表現は限定的であると思う。私自身は、憲法学が専門で憲法の人権の条文を読んでも、全103条の10分の1が刑事手続きにおける人権の話が書いてある。要するに、逮捕されて有罪確定までの間の状況におかれている人々の人権の話、マスコミでは容疑者の人権と言われており、専門用語では、警察に逮捕された者を被疑者と表現している。この被疑者となった場合に人権問題となるのは、メディア報道等がある。逮捕されたら悪い人というレッテル張りを、社会全体がメディアなど、何らかの形で拡散されてしまうという問題が生じている。また、メディア側は警察発表の時点で、実名報道してしまう場合がある。それによって住所等が特定されてしまうことがある。このような場合においては、本人だけでなく家族の人権問題も生じることとなる。一番の例として、長野県の松本サリン事件の河野さんがこの被害に遭われた。過去に河野さんと一緒に講演会を開催させていただいたことがある。事件当時、河野さん自身もサリン毒の被害を受け大変な状況であったにもかかわらず、子どもたちを守りながら戦われた。こういった人々の人権も含めて考えていかなければならないと思う。委員の意見のとおり、柱とする事項を一つ一つ検討していく必要があると考える。または、もう少し分類を変えるという方法もあるのではないかと思う。委員が指摘をされた分野別の柱となっている東日本大震災に起因する人権問題についてであるが、震災時の人権問題は今だけではなく100年近く前(1923年)の関東大震災の時にも風評被害みたいなものがあった。その悲しい現実として、日本人の自警団達が、外見や言葉、障がい者で言葉が発せられなかった等を理由に日本人ではないと判断した人達の命を奪うことがあったようだ。このように、震災に起因するデマ等も含めて考えていく必要があると思う。実際、熊本の震災でもデマに関する人権問題は起きている。やはり、東日本大震災に特化するのではなく、震災時における人権問題、または、緊急時と平時における人権問題として分類するのはどうだ

ろうか。この分類することについては、各委員の経験や考えを受けて検討したいと考えている。現時点での、事務局の考えはどのようなものであるか。

○事務局 熊本地震が起きた時にも、外国人への風評被害による人権問題があったことを把握しており、柱17番の東日本大震災に特化した表現については検討事項として考えている。また、柱8番の感染症患者等についても、様々な分野の方からご意見をいただいております、検討事項として考えている。この分野別柱全ての表現が適切であるか、また分類方法についても課題として持ち帰り、次回の委員会で事務局案を提示させていただきたい。

○委員長 確認になるが、次回の委員会で事務局案を基に、委員みんなで意見を出し合ってみんなで作り上げていくということによいか。

○事務局 了承。

○委員長 委員、このような進め方で行きたいと思うがよいか。

○委員 了承。

○委員長 他に意見はないか。

○委員 報告書の11頁の13(2)「性的指向の異なる人に関する正しい理解」の「正しい理解」という表現に違和感がある。特に人権問題においては、正しい答えが算数のように明確に示しにくいと思う。正しいと決めつけるような表現は適切ではないように思う。

○委員長 事務局の意見はいかがか。

○事務局 アンケートの調査項目は、国の示すものをそのまま活用しているので、委員の意見については、多治見らしさとして対応を検討していくものであると考える。

○委員長 方法の一つとして、注意書きを記すというのはどうだろうか。

この設問は、国の人権に関するアンケートを基に作成している。このアンケートは、既に実施済みであるが、もしかしたら回答者の中には違和感を持った方が少なからずいるかもしれない。これから人権施策の策定を進めていく中で、特に表現の部分は重要であると考えます。次回の議題に関することではあるが、改定の方向性、国や県の施策との整合性、分野別の施策と文章構成について、次回の会議の際に事務局案を提示してもらい、それをたたき台として委員で検証していくということによいか。

○事務局 了承。

○委員長 多治見らしさということに繋がると思うが委員、このような進め方で行きたいと思うがよいか。

○委員 了承。

○委員長 他の委員から意見はないか。

○委員 そのような進め方の中で議論されていくと思っているが、例えば性同一性障がいとあるが、果たして障がいなのかと疑問に思う。こういったところを、議論を重ねて、見直すまたは、見直さないと結論づけていくことが大切であると思う。

○委員長 これまでの委員の意見を踏まえて整理する。

現行の分野別施策の柱、6番のアイヌの人々、8番の感染症患者等、9番の刑を終えて出所した人、12番の性同一性障がい者、性的指向の異なる人の人権、17番の東日本大震災に起因する人権問題とこの用語については、考えていく必要があると提案があった。他の委員で、その他用語等について意見はないか。感覚的などころもあるかと思うが、その点は気にせず遠慮なく意見願う。出された意見を委員会みんなで検討して、多治見市に一番あてはまるもので作り上げていきたいと思う。

○委員 分野別の多治見市の指針、県の推進課題、国の強調事項について、先ほど東日本大震災について限定しすぎているのではないかと意見が出されていたが、強調事項として掲げそれを解決することで、それに付随して類似した事項も解消されていくということで強調されているのではないかと思う。一方で、女性、子ども、高齢者、障がい者と東日本大震災に起因する人権問題との表現の仕方にギャップがあるので、それは整えたほうがよいと思う。

○委員長 確かに違いがある。他に意見はないか。

例えば、13番のホームレス状態にある人とあるが、これも考えたほうがよいと思う。知人が、支援をしており、確か、野宿者や路上生活者という言葉遣いをしていた。ホームレスというのは、直訳すると家を持たないという意味であるため、財産を持っていないことは差別対象になるのかということになる。憲法の中では、財産を持っているか否かに関わらず選挙人になれると書かれているが、結果として、現在の公職選挙法では、公園等で生活されている方は投票所に行けない仕組みになっている。

経済政策で一番多く被害に遭われた方が、1票を国に投じることができない仕組みになっており、財産の有無をさすホームレスという表現が適切であるか否か検討していく必要があると考える。感染症患者については、ハンセン病患者、エイズ患者と一括りにされているが、これらの人々がなぜ差別されてきたかという歴史が違う。エイズ患者の問題は、輸入した血液製剤にウイルスが混入していたことによるもので、ハンセン病患者については、らい予防法等に基づき、全国各地の施設での生活を強いられ、疾患が治っても退所する規定がなかった。その歴史を踏まえると、ハンセン病患者及び元ハンセン病患者または、ハンセン病者のほうがより広く捉えた表現のように思う。委員の意見のように、表現や分類の手法に関する意見はないか。

○委員 性的指向の異なる人とあるが、何と異なるか。前に出した意見と同様に、異なると決めつけるような表現はいかがかと思う。

○委員長 この辺りについても、事務局が実施したアンケートの性別欄の間を変更したように変えることが可能なら、LGBTの後にSを付けたり、性的マイノリティに統一するほうがよいのではないか。

○委員 委員長の言われたように、多治見市としての考えと言葉の定義づけを注釈にいとるとよいのではないかと思う。この委員会を経て、市の指針となるものであるため、多治見市としての捉え方を明記するべきだと考える。

○委員長 これまでの意見を踏まえて、事務局案作成を願う。

○事務局 了承。

○委員長 他に意見はないか。意見がないようなので、議題5へ進める。

【議題5】 人権課題に係る意見交換について

○委員長 この委員会の目的は、多治見市人権施策推進指針を策定することである。今回の会議で、それに関する意見を委員から出されたところであるが、改めて各委員から、ご自身の経験や市民意識調査報告書を読んだ感想などの意見を願う。

○委員 経験としてはないが、新聞等で報道される虐待とか、どこでも起こりうる問題であるから、日頃から啓発していくことが大事であると感じている。

聞いた話ではあるが、認知症の親を介護していると思われる家から、強い口調が近所に漏れてきて、虐待しているのではないかと疑われたが、この家においては、普通のやりとりかもしれないし、虐待かもしれない。微妙な問題でもあるように思う。

○委員 一点は、昔は人権侵害をされたと感じた人が、それをアピールするのが難しかったであろうことが、今ではウェブなど顕在化していく過程が変わってきていると感じている。もう一点は、分野別の柱にもある雇用における問題や労働者の人権問題は、多治見市に限ったことではないが、身の周りでもある問題と意識して、捉えていく必要があると思う。

○委員 人権とは離れた話になるかもしれないが、子どもが中学生の時の話になるが、地域によって部活動の運用方法が違っていて、本人が通う学校で本人が行いたい部活動が出来なかったという経験がある。

○委員長 子どもが夢を追えなかったことは、人権問題に関わる意見だと思う。

○委員 過去に教員をしていた時の話になるが、多治見市の子どもの権利条例について、PTAと一緒に学習する機会があった際に、PTAから「子どもに言いたいことばかり言わせてしまうのはどうでしょう」と意見があったことを記憶している。権利とは、自分だけでなく、相手の権利も守らなくてはいけないもの。人権を追及していくとは、相手を思いやること、相手の立場を理解すること、もっと言うと、みんなと同じでなければならぬという日本人特有の考え方を、みんな違っていいんだとみんなの意識がそうになっていくといいと思う。今は、人権擁護委員の活動として学校へ出向き、児童生徒に人権に関する話をしているが、思いやるということが人権なのだと伝えている。こういった啓発は、大切だと思っている。

○副委員長 ある学校の運動会の実施競技が変更となることについて、学校の先生から子どもに意見を聞くことなく変更決定したと聞いたことがある。実際、子どもが主体となる行事であるのに子どもの意見を聞くことができないというのは、いかがかと思った。これは、あるテレビ番組の話であるが、親子なのに、親の価値観で、親が子どもに向け放った言葉によって、子どもが傷つき自信を失ってしまったという事例が取り上げられていた。子どもの人権を守るということは、まずは子どもの気持ちを聴く、尊重するというにあると思う。大人が子どもの人権を尊重する関係が築いていけたらよいと思う。市民意識調査の人権侵害を受けた場合の県と

の比較(34頁)において、傾向としては近いかもしれないが、「黙って我慢をする」が多治見市のほうが高い数値であるところが問題であると認識している。みんなが黙って我慢をしなくてもいいと思えるように、人権教育が生かされていくとよいと思った。市民意識調査の用語の注釈のDVについての質問になるが、恋人は含まれているのか。

○事務局 含んでいる。

○委員 市民意識調査の結果から検証する視点についての意見になるが、県との比較で傾向だけで捉えるのではなく、差の部分が多治見市の課題として取組んでいくことが大事だと思う。自身は学校関係者なので、学校での人権教育について言うと、認識力、自己啓発力、行動力の3つの力を育てるということを岐阜県として取組んでいる。先ほどの「正しい理解」ということになるが、事象や事実について正しく認識をして、それに基づいて自分なりに考え判断をして行動をするということが、大事だと考えている。それを、学校には人権科や人権教育に特化した教科はないため、全教育活動を通して教育しているところ。人権課題への取組みは、人権教育や子どもに限ったことでもなく社会全体で取組むものであると思う。子どもに対する教育は全て学校ですべきと思われがちであるが、家庭や地域と共に取組み、教員の働き方改革にも繋がるとよいと思う。話は戻るが、何かの課題に対して成果を出していこうとすると、重点化して取組むという方向性を出していかななくてはいけないと思う。課題を全部挙げて、全部行うことは無理である。現行の分野別施策の17項目挙げられている中で、多治見市としてはまずはこれに取り組むということを決めて、それを誰が主体的に行動していくのかをはっきりさせていくと、全体像がすっきりした計画になるのではないかと思う。

○委員 言葉の定義を確認して、委員会としては勿論、言葉に対する共通認識を持ち、発信者と受信者側の共通認識のものとなるよう、可能な限り丁寧に取り組むことが必要であると思う。

○委員長 アンケート調査結果中で特に気になったところは、わからないとの回答が6割から8割と多い人権課題があることだ。例えば、アイヌの人々の人権については、回答者の約8割の人が知らないとの結果が出ている。最近アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が成立した。その3条の3項目に、アイヌ施策の推進は、「国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。」と書かれている。この法律は、身近に当事者がいるかもしれないと考えさせてくれる法律条文だと思う。身近にいないからわからないという回答が多くあったが、実際に差別や偏見を受けた人々は、また辛い思いをしたくないから、隠す傾向にある。それに対し、カミングアウトしない方が悪いと言う人もいる。しかし、明らかにしてしまえば、その社会に居られなくなってしまう怖さ、これらを踏まえて考えていかなければならない。多治見市でも、全てのテーマにおいて当事者がいるかもしれないとい

うことを前提に、アンケート統計結果に囚われず考えていく必要がある。そうすると、わからないと答えた多数者側と苦しんでいる方々の間を繋ぐための方法を考えていく必要があると思う。また、そのテーマ毎の人権課題の何が問題なのかわからないから、提示して欲しいという回答があった。今回、指針を策定するにあたって、過去にどういう人権問題が起きたのか、それぞれの人権問題の歴史をなんらかの形でまとめる必要があると思う。前の話で触れたことであるが、ハンセン病者やエイズに罹っている方の人権問題にしても、違う経緯があるということ、それぞれ違う原因で起きている。例えば、どういった理由で子どもの権利条約が作られたのか、冊子のページ数の問題もあるが少しでも歴史的な意味に触れていくことで、なぜ人権侵害が起きたのか、それを現時点までどのように改善してきたのか、これから先何を考えていかなければいけないのか、この3つの段階があるのでこれを何らかの形で明らかにしていかななくてはいけないと思う。それに関わって、現行の人権施策推進指針の冊子の資料49頁から始まる資料の人権関係年表は必要かと思うが、以降の法律の資料は突然出て来るような感じで分かりにくい。人権の一番参考としなくてはならないのが、日本国憲法である。第13条には個人の尊重や幸福追求権という規定があり、一人一人の人間は生まれた時から人生設計をする権利があるということ、夢を追い求める権利があるということが書かれている。この憲法の中には、差別が当たり前の社会はいけないということも書かれているので、ここのところを踏まえたうえで、より具体的に書かれている、世界人権宣言や子どもの権利条約、関係する法律に展開したほうがよいと考える。そこを踏まえたうえで「多治見市はこうします」といった流れにするほうがよいように思う。あと、自由意見記述のところになるが、子どもや障がい者の人権に関する記述など人権侵害を受けた当事者としての記述があり、できるかぎり反映させるべきだと思う。この当事者の意見をいかに指針に組み込むのか、声を取り入れるための方向性や仕組みを何らかの形で書けるよいと思う。先ほどの議論された分類の話になるが、分類方法として、虐待に関する法律が、子ども、パートナー、高齢者と3つ出来ており、虐待という枠組で分類することもできるかと思う。外国人の人権のところ、言語の問題が挙げられていたが、これは障がい者にも該当する問題なので、言語差別も分類の方法として考えていく必要があるのではないかと思う。これまでの議論に関することで、事務局からの意見はないか。

○事務局 人権推進指針策定資料の4頁の柱の表現について、委員から出された意見と同じであるので、意見を踏まえた案を次回の会議で提案したいと考えている。また、文言については、国の指針や根拠法の文言と整合性を取りながら、校正、または、校正が出来ない場合には、多治見らしさという表現で注釈をつける案を進めたいと考えている。

○委員長

各委員は、議題5について出た意見や、再度指針の冊子で改善してほうがよいと思われる具体的な提案を次回会議の場で意見願う。事務局においては、議事録を速や

かに作成し、各委員においては、その議事録の確認及び修正と他の委員から出た意見の確認も願う。補足になるが、アンケート調査実施以降に、障がい者の雇用水増しや優生保護法等の人権問題が度々ニュースなどになっている。そういった最新の人権問題も意識しながら、より良い指針を策定していきたいと考えている。委員会としても、そのような意識で取組んでいただくとありがたいと思う。それでは、議題の6へ進める。

【議題6】 その他について

- 事務局（説明） ①次回委員会開催日について 6/24（月）開催決定
②令和元（2019）年人権同和教育講演会の開催について（ご案内）
- 委員長 これをもって、第1回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了する。